

観光都市であるK市の市バス運転手であったXは、K市を退職後、K市のガイドマップを作成して販売することを思い立ち、市バスだけを利用して巡ることができる知られざる観光スポットを厳選したガイドマップというコンセプトを考えた。ガイドマップに載せる観光スポットを探す作業は、K市を退職した後輩のYが担当し、Yは3か月をかけてK市を歩き回って、市バスの停留所近くの知られざる小さな寺社など多くの観光スポットを探し出し、その中から人気が出そうなガイドマップに載せるべき観光スポット50か所（以下「本件観光スポット50か所」という。）を厳選した。Yは、K市が作成し無料で自由な使用を認めている標準的なK市の地図に、本件観光スポット50か所を書き入れるとともに、市バスの路線図と停留所名も詳細に書き込んで、一枚物のガイドマップAを作成した。なお、ガイドマップAには、X及びYの氏名は表示されていない。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、設問1及び設問2は、それぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

〔設 問〕

1. ガイドマップAは、イラストなどは一切載っておらず、通常の詳細な地図の表記ルールに従った表現の域を出ていないが、市バスの路線図と停留所名が詳細に書き込まれ、K市の知られざる魅力的な観光スポットが満載であるとして、発売後たちまち人気が出た。Zは、X及びYに無断でガイドマップAを利用し、本件観光スポット50か所をイラストとして表現したほかは、ガイドマップAと全く同じ地図Mを作成し、その販売を開始した。Xは、Zに対して、地図Mの販売はXの著作権を侵害するものであるとして、地図Mの販売の差止めを求める訴訟を提起した。Xは、どのような主張をすべきか。これに対するZの反論として、どのような主張が考えられるか。それぞれの主張の妥当性についても論じなさい。

2. ガイドマップAは、イラストを多用しており、それらのイラストは、XとYが同程度の貢献をして協力して描いた個性的な図柄のものであった。

(1) Yは、ガイドマップAをインターネット上で配信し、その際、XとYの氏名を著作者名として表示した。インターネット配信によってガイドマップAは世間に広く知られることとなったため、ガイドマップAの売上げは飛躍的に伸びた。Yは、この配信についてあらかじめXと協議をしたものの、Xは、インターネット配信により自分の名前が世界中に知られることに不安を感じ、配信に同意していなかった。Xは、Yに対して、YのガイドマップAの配信行為はXの著作権及び著作者人格権を侵害するものであるとして、配信行為の差止めを求める訴訟を提起した。Xはどのような主張をすべきか。これに対するYの反論として、どのような主張が考えられるか。それぞれの主張の妥当性についても論じなさい。

(2) K市に所在するタクシー会社Sは、社内で観光タクシー運転手になるための資格試験を実施しているところ、今年度の試験は、ガイドマップAの中の本件観光スポット50か所の名称を空欄にし、この空欄に正解の名称を書き入れるように求める問題（以下「本件出題」という。）であった。なお、本件出題に係るガイドマップAにX及びYの氏名は表示されていない。また、Sは、本件出題も含む過去20回分の試験の全問題とその解答（解説は付いていない）を年度順に掲載した『観光タクシー資格試験問題集』（以下「本件問題集」という。）を発行し、社内の希望者に配付しているが、本件問題集においてガイドマップAが使用された問題は、今年度分のみであった。Sは、本件出題及び本件問題集の発行について、X及びYに無断で行っている。X及びYは、Sに対して、本件出題及び本件問題集にガイドマップAを利用したことは、X及びYの著作権及び著作者人格権を侵害するものであるとして、損害賠償を求める訴えを提起した。これに対するSの反論として、どのような主張が考えられるか。その妥当性についても論じなさい。なお、損害額については論じなくてよい。

【設問1】

■ Xの主張

◆ ガイドマップAは著作物として保護されるか？

- 著作物の定義（2条1項1号）： 「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」
- 表現に著者の個性が発現していれば創作性が認められる。
- 地図の著作物（10条1項6号）は、通常の世界図の表記ルールに従った表現の域を出ていないのであれば、創作性は認められない。他方、地図において記載すべき情報の取舍選択、その表示方法について著者の個性が発揮されているのであれば、その点で創作性が認められる。
- ガイドブックAに表示される本件観光スポット50か所の選定は、Yの個性を発揮したものである。この点で、ガイドマップAに地図の著作物としての創作性が認められる。また、個性的な素材の選択をした点で編集著作物（12条1項）としての側面もある。
- 地図Mは、ガイドマップAの創作的表現の本質的特徴である本件観光スポット50か所の選定を流用している。したがって、地図MからガイドマップAの創作的表現の本質的特徴を直接感得することができる。
- 地図Mは、ガイドマップAにイラストを加えることにより新たな創作を付加している。
- したがって、地図Mは、ガイドマップAの二次的著作物（2条1項11号。翻案について、依拠性、本質的特徴維持及び新たな創作性付加の要件を示した江差追分事件最高裁判決。）である。

【設問1】の続き

- Xは、次の主張をすべきである。： ガイドマップAはXとYの共同著作物（2条1項12号）である。したがって、地図Mの販売は、X及びYが二次的著作物である地図Mについて共有する28条の譲渡権を侵害する。
- 著作権の共有者は単独で差止請求をすることができる（117条）。

■ Zの反論

- Zは、Xは、ガイドマップAの共同著作者ではないと反論することができる。
- 著作物の保護は表現に対して与えられるものであるから、表現の基になったコンセプトを提示しただけの者は、そのコンセプトが斬新なものであっても、共同著作者には該当しない。
- Xは、市バスだけを利用して巡ることができる観光スポットをガイドマップに掲載するというコンセプトを提供したものの、それらの観光スポットの選定には関与していない。
- したがって、ガイドマップAはYの単独著作物である。

【設問2(1)】

- ガイドマップAは、表示される観光スポットの選定について創作性が認められる地図の著作物であると共に、イラストに創作性が認められる美術の著作物（10条1項4号）でもある。
- 美術の著作物としてのガイドマップAの著作権は、共同著作者であるXとYにより共有されている。

■ Xの主張

- Xは、Yによるインターネット配信は、著作権を共有しているXの合意がないので、違法な公衆送信権(23条1項)の行使（65条2項）であることを根拠に差止（112条1項）を主張することができる。
- Xは、無断インターネット配信されるガイドマップAにおけるXの氏名の表示は、違法な氏名表示権（19条1項の著作者名を表示しない権利）の行使（64条1項）であることを根拠に差止（112条1項）を主張することができる。

【設問2(1)】の続き

■ Yの反論

- Yは、「（合意の成立を妨げる）正当な理由」（65条3項）がないと反論することができる。
- 「正当な理由」の有無は、当事者各位の経済的利益を比較考慮して判断されるべきと考える。
- 「正当理由」があることの立証責任は、合意を拒否するXが負担する。
- インターネット上でのガイドマップAの無料公開は、結果としてガイドマップAの知名度を高めて一時的にその売上を向上させたものの、長期的には自らの需要を奪う行為である。そのため、Xが合意を拒否することについて「正当理由」はあると考える。
- よって、YによるガイドマップAのインターネット配信は、違法な公衆送信権の行使（65条2項）である。
- Yは、Xによる合意拒否は「信義に反する」（64条2項）と反論することができる。
- 一般的に著作権者人格権侵害の状態は容易に解消可能であること、著作権者人格権侵害の損害は精神的損害に限定されることから、「信義に反する」か否かは、文字どおり限定して解釈すべきと考える。
- 64条2項の信義違反の立証責任は、合意を求めるYが負担する。
- 自分の名前をインターネット上で露出したくないというXの意向は尊重させるべきであるから、YはXによる合意拒絶が「信義に反する」こと立証できないと考える。
- よって、インターネット配信されるガイドマップAにおけるXの氏名の表示は違法な氏名表示権の行使（64条1項）であり、YはXの氏名を削除する義務を負うと考える。

【設問2(1)】の続き

- 65条3項違反／64条2項違反がある場合、合意を求める著作権共有者／共同著作権者は、合意を拒否する著作権共有者／共同著作権者に対して、合意の意思表示（民事執行法177条1項）を求める訴訟を提起することができる。
- 合意を拒否する著作権共有者／共同著作権者（原告）が、合意なく著作権／著作人格権を行使した他の著作権共有者／共同著作権者（被告）に対して、侵害訴訟を提起した場合、被告は、このような合意請求訴訟を経ることなく、侵害訴訟の中で65条3項違反／64条2項違反の事実を主張することができる考える。

【設問2(2)】

■ 試験問題のための複製の抗弁（36条1項）

- Sは、本件出題及び本件問題集へのガイドブックAの複製について、試験問題のための複製の抗弁（36条1項）を主張することが考えられる。
- Sは、本件出題用紙の多数の受験者への配布、及び本件問題集の発行（多数の社内希望者への配布）について、本件出題用紙及び本件問題集は36条1項の適用を受けて作成された複製物であるから、47条の7により公衆に向けて譲渡することができるかと主張することが考えられる。
- ✓ 本件出題の受験者及び本件問題集の配布希望者は、特定人であるものの、多数であれば「公衆」に該当する（2条5項）。
- 36条1項により試験問題のための複製が免責される趣旨は、試験問題の秘密性を確保することと、通常、試験問題に使用されても著作物の需要を減殺しないことにある。
- 試験後に発行される過去問題集については、秘密性を確保する必要性はないので、複製権者・譲渡権者とのライセンス交渉を要求しても問題はない。したがって、ガイドブックAを本件問題集に複製することについては、36条1項は適用されないと考える。

36条1項

「公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

【設問2(2)】の続き

■ 引用の抗弁（32条1項）

- Sは、本件問題集について、ガイドブックAは適法引用（32条1項）されたので47条の7により公衆に向けて譲渡することができる」と主張することが考えられる。
- しかしながら、ガイドブックAを使用した問題と解答の組み合わせはガイドブックAそのものである。解説が付されていないのであれば、自己の作品の説明補助としてガイドブックAが使用されているわけではないので、32条1項の「引用」とは言えない（主従関係がない）。

【設問2(2)】の続き

■ 氏名表示権侵害の主張に対する反論

- Sは、ガイドマップAにおける氏名非表示に従って本件出題でも氏名非表示としたので、19条2項により免責されると主張することが考えられる。この抗弁は成立すると考える。
- さらに、Sは、「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるとき」（19条3項）に該当するため免責されると主張することが考えられる。
- 試験問題においては、受験者及び試験準備をする読者は、利用された著作物を創作的作品としては見ておらず、回答することに集中する。そのため、著作物が試験問題に利用される場合には、著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められる。
- よって、本件出題及び本件問題集について氏名表示権侵害は免責されると考える。

■ 同一性保持権の主張に対する反論

- Sは、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」（20条4項）に該当するため免責されると主張することが考えられる。
- 試験問題にするために空欄を設ける改変は、利用目的に照らしやむを得ないと認められる改変であり。
- よって、本件出題及び本件問題集について同一性保持権侵害は免責されると考える。